

長崎市規則第 94 号

長崎市都市交通審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長

鈴木史朗

長崎市都市交通審議会規則を廃止する規則

長崎市都市交通審議会規則（昭和 49 年長崎市規則第 35 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（長崎市組織規則の一部改正）

2 長崎市組織規則（昭和 50 年長崎市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表土木部土木企画課の項第 6 号中「都市交通審議会、」を削る。